年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和8年9月 18 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　1件

厚生年金保険関係　　0件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　1件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　1件

（3）年金記録の訂正請求を却下としたもの　　0件

国 民 年 金 関 係　　0件

厚生年金保険関係　　0件

厚生局受付番号　：　近畿（受）第 2600246 号
厚生局事案番号　：　近畿（国）第 2600010 号

第１　結論

平成２年 12 月から平成３年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 41 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成２年 12 月から平成３年３月まで

平成２年８月 20 日に会社を退職する際に、年金の手続の必要性について説明を受けていたため、退職してまもなくＡ市役所において、国民年金の加入手続を行った。

請求期間の国民年金保険料の納付については、母に頼んだことがあったかもしれないが、勤務先の近くの郵便局又は金融機関において、郵送されてきた納付書により納付した。

しかし、国の記録によると、請求期間は国民年金保険料を納付した記録になっていないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、平成２年８月 20 日に会社を退職してまもなく、国民年金の加入手続を行った旨主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該記号番号前後の被保険者に係る記録状況から判断すると、同年９月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認でき、請求期間の国民年金保険料を納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間直前の平成２年８月から同年 11 月までの期間に係る国民年金保険料は納付済である上、請求期間を除く国民年金被保険者期間において、国民年金保険料を全て納付している。

さらに、オンライン記録において、請求期間後の平成３年５月の国民年金保険料についても納付済となっていたところ、請求者が同年４月 10 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得したことに伴い、同日付けで国民年金被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

加えて、請求期間は４か月と短期間であることを踏まえると、請求者が請求期間の保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号　：　近畿（受）第2500662号
厚生局事案番号　：　近畿（厚）第2600054号

第１　結論

昭和55年６月１日から平成９年４月１日までの期間について、請求者のＡ共済組合における共済組合員資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

平成９年４月１日から令和元年８月１日までの期間について、請求者のＢ社における厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生年月日　：　昭和34年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請求期間　：　①　昭和55年６月１日から昭和56年１月１日まで
②　昭和56年１月１日から昭和62年４月１日まで
③　昭和62年４月１日から平成９年４月１日まで
④　平成９年４月１日から令和元年８月１日まで

私は、Ｃ事業所において、昭和55年６月１日からＤ共済組合の組合員となり、その後、昭和62年４月の分割民営化によるＢ社への事業所名称の変更及び平成９年４月の旧共済組合の厚生年金保険への統合を経て、令和元年７月末日に雇用形態が変わるまで継続して勤務した。

請求期間①について、私は当時Ｅ職であり、年金記録によるとＦ事業所における厚生年金保険被保険者期間と記録されているが、在職証明書の入社日（昭和55年３月１日）から３か月後の昭和55年６月１日にはＤ共済組合の組合員となったはずである。

請求期間②及び③について、年金記録によると継続して「Ａ共済組合」の名称で記録されており、以前に年金事務所において、私がＡ共済組合で働いていた記録になっていると説明を受けたが、私はＡ共済組合には勤務したことはない。

これらにより、私は請求期間①、②及び③において、Ｃ事業所及びＢ社に勤務し、共済組合の組合員であったにも関わらず、年金記録上、共済組合員期間がないものとして記録されている。

したがって、年金記録上の名称については請求期間①及び②を「Ｃ事業所」並びに請求期間③を「Ｂ社」とそれぞれ事実に基づいたものとした上で、当該各期間を共済組合員であった期間として記録すべきである。

請求期間④について、平成９年４月にＡ共済組合が厚生年金保険に統合されたが、私はそれ以前に共済組合員であり、当時共済組合の制度運営が国家公務員等共済組合法を準用する形で規定されていたことを踏まえると、既得権益として第１号厚生年金被保険者ではなく第２号厚生年金被保険者となるはずである。

調査の上、請求期間①から④までの各期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、Ｃ事業所において昭和55年６月１日にＤ共済組合の組合員となり、その後、昭和62年４月の分割民営化によるＢ社への事業所名称の変更及び平成９年４月の旧公共企業体の共済組合（以下「旧三共済」という。）の厚生年金保険への統合を経て、令和元年７

月末日に雇用形態が変わるまで継続して勤務した旨主張しているところ、請求者から提出されたＢ社が交付したＣ事業所及びＢ社に係る在職証明書、Ｇ機構から提出された請求者のＣ事業所に係る履歴書（以下「Ｃ事業所の履歴書」という。）及びＢ社に係る履歴カード（以下「Ｂ社の履歴カード」という。）によると、請求者が、請求期間①及び②においてＣ事業所、請求期間③及び④においてＢ社にそれぞれ勤務していたことが確認できる。

請求期間①について、請求者は昭和 55 年６月１日付けで共済組合員となった旨主張しているが、日本年金機構が保管する請求者のＤ共済組合及びＡ共済組合に係る組合員原票（以下「組合員原票」という。）によると、請求者が昭和 56 年１月１日にＤ共済組合の組合員資格を取得した旨が記載されている上、Ｈ健康保険組合は、請求者が昭和 56 年１月１日に組合員となった旨回答している。

また、Ｃ事業所の履歴書には、「54.1.10　Ｅ職」、「56.1.1　Ｉ職を命ずる」と記載されており、請求者は、請求期間①において、Ｆ事業所におけるＥ職であったことがうかがえるところ、公共企業体職員等共済組合法（昭和 31 年法律第 134 号）第２条、第３条、第 12 条及び第 13 条並びにＤ共済組合関係規則第 14 条によると、Ｃ事業所の職員は、Ｉ職となった日からＤ共済組合の組合員となる旨、臨時で使用される者は組合員とはならない旨が規定されている上、Ａ共済組合は、Ｅ職及びＪ職は同規定の臨時で使用される者に該当し、組合員から除外されている旨回答している。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、請求期間①において、Ｆ事業所における厚生年金保険の被保険者であるところ、Ｃ事業所に勤務するＥ職及びＪ職について、Ｅ職等関連規程には、昭和 38 年 10 月１日から厚生年金保険の適用を開始した旨が記載されており、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者として記録されていることに不自然な点はうかがえない。

請求期間②及び③について、オンライン記録によると、請求者の年金記録は「Ａ共済組合」の名称で継続して記録されているところ、請求者は、Ａ共済組合に勤務したことはなく、昭和 62 年４月１日付けで分割民営化により事業所の名称変更があったとして、年金記録上の名称については、請求期間②を「Ｃ事業所」及び請求期間③を「Ｂ社」と事実に基づいたものとした上で、当該各期間を共済組合員であった期間として記録すべきである旨主張している。

一方、前述のとおり、Ｃ事業所の職員は、Ｉ職となった日からＤ共済組合の組合員となる旨規定されているところ、請求者の組合員原票によると、請求者が昭和 56 年１月１日にＤ共済組合の組合員資格を取得していることに加えて、平成９年までの組合員証記号番号の変遷等の記載が確認できる上、Ｃ事業所の履歴書及びＢ社の履歴カードにおいて、請求者がＣ事業所の職員又はＢ社の社員として継続して勤務した旨が記載されており、請求者は、請求期間②及び③において、共済組合員であったことが認められる。

また、Ｄ共済組合については、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和 58 年法律第 82 号）附則第２条及び第３条によると、昭和 59 年４月１日において公共企業体職員等共済組合法は廃止され、当該共済組合は国家公務員等共済組合法に規定する共済組合となり、同一性をもって存続するものとする旨、Ｃ事業所関連法附則第 15 条によると、Ｄ共済組合は、分割民営化と同日（昭和 62 年４月１日）において、Ａ共済組合と改称し、同一性を持って存続する旨それぞれ規定されている。

しかしながら、平成９年４月１日に旧三共済の長期給付事業が厚生年金保険に統合され、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成８年法律第 82 号。以下「平成８年改正法」という。）附則第５条の規定により、同日以降、旧三共済の組合員であった期間は、厚生年金保険の被保険者であった期間とみなされる旨規定されているところ、旧三共済に係る年金記録を管理する日本年金機構は、同日以降のＤ共済組合及びＡ共済組合を含む旧三共済

の組合員であった期間に係る年金記録の取扱いについて、年金記録の管理上の名称を各共済組合の名称とし、当該名称については平成９年３月末時点の名称とし、そのほかの名称で記録することはない旨回答している。

また、請求者は、オンライン記録のＢ社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成９年４月１日であることについて、同日に初めてＢ社に入社した者として記録されていることに納得できない旨主張しているところ、前述のとおり、同日以降、旧三共済の長期給付事業は厚生年金保険に統合されており、平成８年改正法附則第４条及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律等の施行について（平成９年３月 28 日庁保険発第 10 号社会保険庁運営部長通知）によると、同日前から引き続き旧三共済に係る適用事業所に使用される 65 歳未満の者は、施行日（平成９年４月１日）に厚生年金保険の被保険者の資格を取得する旨が記されており、これらの事情を踏まえると、請求者の請求期間②及び③について、「Ａ共済組合」の名称で記録された共済組合員期間の管理に不自然な点はうかがえない。

請求期間④について、請求者は、平成９年３月以前に共済組合員であり、当時共済組合の制度運営が国家公務員等共済組合法を準用する形で規定されていたことを踏まえると、既得権益として旧三共済が厚生年金保険に統合された平成９年４月１日以降の期間は、第１号厚生年金被保険者ではなく第２号厚生年金被保険者となるべきである旨主張している。

しかしながら、厚生年金保険の被保険者に係る種別は、平成 27 年の被用者年金制度の一元化に伴い創設されたところ、前述のとおり、請求者は、平成９年４月１日以降厚生年金保険被保険者であり、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号）第２条の５に規定される、国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（第２号厚生年金被保険者）、地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者（第３号厚生年金被保険者）及び私立学校教職員共済組合法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者（第４号厚生年金被保険者）には該当せず、当該第２号厚生年金被保険者から第４号厚生年金被保険者まで以外の第１号厚生年金被保険者に該当する。

また、平成８年改正法附則第５条によると、旧三共済の組合員期間は、厚生年金保険法第２条の５第１項第１号に規定する第１号厚生年金被保険者期間とみなす旨規定されており、日本年金機構及び同機構の担当者は、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険の被保険者種別等について、第１号厚生年金被保険者であり、通常の厚生年金保険被保険者期間と同様の取扱いとなる旨回答及び陳述している。

このほか、請求者の請求期間①、②、③及び④における共済組合員資格及び厚生年金保険被保険者資格について、記録を訂正すべき事情はなく、請求者の主張を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間①、②、③及び④に係る年金記録の訂正を認めることはできない。